

物価高対応子育て応援手当

長期化する物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援し、子どもたちの健やかな成長を応援するため、子ども1人あたり2万円を支給します。

※申請方法などの詳細は、市ホームページでご確認ください。



市ホームページ

■支給対象児童について

① 令和7年9月分の児童手当の支給対象児童（令和7年9月に出生した児童は10月分）

② 令和7年10月1日～令和8年3月31日に出生した児童

■申請について

次に該当する人は申請が必要です。

▶②の保護者

▶ 所属庁から児童手当を受給している公務員

▶ 令和7年10月1日以降に離婚などにより、児童手当の申請が必要になった保護者

■支給スケジュール

2月18日（水）から順次振込を行っています。

①と2月5日（木）までに申請した人は、2月

18日（水）までに振り込み済み。以降、順次振り込みを行います。

■申請受付期限

3月25日（水）まで

※令和7年12月25日以降に出生した新生児など、対象となる人は出生（対象となる日）から3カ月を経過する日まで。

子育て支援医療費受給者証を送付

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、高校3年生までを対象に入院・通院時の医療費を助成しています。

制度対象者のうち、新中学1年生には白色とさくら色の受給者証を、新高校1年生年代には空色（薄い青色）の受給者証を3月中に郵送します。有効期限は令和11年3月末までです。

※生活保護等、他の公的医療制度を受けているのに受給者証が届いた人や、対象年齢の範囲内にもかかわらず、受給者証をお持ちでない人は、お問い合わせください。

■助成内容

	0歳～小学生	中学生	高校生年代
入院	受給者証(白色) 【自己負担額】 1カ月200円	受給者証(白色) 【自己負担額】 1カ月200円	受給者証(空色) 【自己負担額】 1カ月200円
通院		受給者証(さくら色) 【自己負担額】 1カ月200円	

※1 医療機関ごと。医科・歯科は別。

多子加算の算定のための確認書の提出について

児童手当の多子加算の算定対象は大学生年代（22歳到達後の最初の3月31日までの子）までカウントができます。

現在、児童手当の多子加算を受けており、令和8年4月以降も次に該

当する児童等を養育する人は、申請が必要です。対象者には、3月中に案内を送付しますので、4月16日（木）（郵送の場合は必着）までに手続きをお願いします。

※申請期限を過ぎると、認定月が令

和8年5月以降となり、受け取る手当額に影響が出ます。

■手続きが必要な人

▶ 高校3年生年代（平成19年4月2日～平成20年4月1日生）の子と、

高校生年代以下の子を合わせた人数が3人以上になる場合

▶ 令和8年3月に短期大学や専門学校等を卒業する平成16年4月2日～平成19年4月1日生の子がいる場合

問家庭支援課（☎983-1112）

令和8年4月1日からプラスチック資源の回収が始まります

令和8年4月から「燃やさないごみ」として回収していた「100%プラスチック製品」を「プラマーク製品」と一緒に「プラスチック資源」として回収します。

■プラスチック資源として回収できるもの

- ① プラマーク製品（プラスチック製容器包装）
- ② 100%プラスチック製品で長さが50cm未満のもの

※まな板・アクリル板・塩ビ管等の厚さが5mm以上の場合には「燃やさないごみ」になります。

※金属等の付属品がないものに限りです。

③ = ①②に該当し、45Lのごみ袋に入るもの

※詳細は、3月中旬から全世帯に配布する「家庭ごみと資源の分け方・出し方 環境業務課からの大切なお知らせ」をご覧ください。

■住民説明会を開催します

プラスチック資源に関する疑問点がある人は、ぜひご参加ください。

▶ 日時 3月19日（木）午後2時～3時 ※要申込。先着30人。

▶ 場所 市役所分庁舎（文化センター西側）2階会議室A

▶ 申込方法 氏名、ふりがな、住所、電話番号、メールアドレスを次のいずれかの方法でお伝えください。

- ・環境業務課に電話（☎983-5340）
- ・オンライン申請（右記二次元コードから）



問環境業務課（☎983-5340）

■城南衛生管理組合

一般廃棄物手数料改定のお知らせ

令和8年4月1日から城南衛生管理組合一般廃棄物手数料が改定されます。

- ▶ 1類（剪定枝） 10kgまでごとに150円
- ▶ 2類（1類以外の一般廃棄物と家庭系の土砂等） 10kgまでごとに300円



手数料改定



ごみの持ち込み

問城南衛生管理組合施設課（☎0774-34-3376）

令和8年春季全国火災予防運動 3月1日(日)～7日(土)

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

（令和7年度全国統一防火標語）

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

●6つの対策

- ▶ 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ▶ 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ▶ 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- ▶ 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ▶ お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ▶ 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

●4つの習慣

- ▶ 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ▶ ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ▶ こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ▶ コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

■早朝駅前街頭広報

春季全国火災予防運動の実施期間に合わせて、次の日時に街頭広報を行います。

■日時 2月27日（金）午前7時30分～8時

■場所 京阪石清水八幡宮駅前および京阪橋本駅前

火災・救急統計

消防本部 ☎981-4119

	令和8年1月	昨年同月
火災出動	2件	0件
火災以外の出動	47件	37件
救急出動	412件	462件
搬送人員	380人	383人

問消防本部予防課（☎981-0304）